

## 大切なお知らせ

マイナンバーカードを保険証として利用することができます。

令和3年10月20日からマイナンバーカードで健康保険証の資格確認ができるようになりました。

来院されましたら、窓口でマイナンバーカードをカードリーダーに置いて下さい。  
ご本人と保険資格が確認できます。

### 【マイナンバーカード利用者のメリット】

- 顔認証で本人と保険資格の確認が一度にできます。
- 自動受付なので、人との接触も最小限にすることができます。
- 「限度額適用認定証」や「高齢受給者証」を持参しなくてもよくなります。
- ご自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※ご不明な点がありましたら、お気軽に窓口職員にお声かけください。